Nissenken
一般財団法人ニッセンケン品質評価センター

業界 NEWS　　2026 年 11 月 11 日

■ 世界中で化学物質規制強化ますます進む ■

【化審法改正】11月22日に LC-PFCA 等が第一種特定化学物質に追加指定
REACH は一般消費者向けの衣料・履物で PFHxA が対象に

有機フッ素化合物（PFAS）をはじめとする化学物質への規制強化が国内外で進んでいます。日本では 2026 年 11 月 22 日に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、化審法）の改正内容が全面施行される予定で、LC-PFCA や中鎖塩素化パラフィン（MCCP）などが新たに第一種特定化学物質に指定されます。一方、EU では 10 月 10 日から、REACH 規則に基づく PFHxA 規制が一般消費者向けの衣料品・履物などに適用されます。
世界的に、化学物質の規制は今後ますます強化されることは間違いなく、各企業はさらに情報収集が重要になります。

化審法では 4 物質を新たに規制

2026 年 5 月 22 日に公布された化審法施行令の改正により、11 月 22 日施行で、以下の 4 物質・物質群が第一種特定化学物質に追加指定され、厳しい規制の対象になります。

物質名	特徴など
LC-PFCA とその塩	炭素数 9～21 の長鎖ペルフルオロアルカン酸とその塩
LC-PFCA 関連物質	化学的変化によって LC-PFCA を生成する、所定の関連物質
MCCP	炭素数 14～17 で、塩素含有量が分子量の 45%以上の中鎖塩素化パラフィン
クロルピリホス	有機リン系殺虫剤

第一種特定化学物質は、製造・輸入が原則禁止となるなど、厳しい規制の対象です。また、対象物質を使用した一部の製品についても輸入が禁止されます。LC-PFCA とその関連物質については、消火器や泡消火薬剤などに関する取扱基準も設けられます。

今回の改正は PFAS だけでなく、MCCP やクロルピリホスも対象となる点が重要です。化学品メーカー、繊維加工剤メーカー、商社、輸入業者などは、自社の取扱物質や輸入製品への影響を確認する必要があります。

EU の REACH は10月10日に新規制発効

一方、EU では、REACH 規則に基づき、PFHxA とその塩および関連物質の使用・上市が制限されます。2026 年 10 月 10 日からは、一般消費者向けの衣料品・関連アクセサリー、履物などが主な対象となります。主な濃度基準は右表の通りです。

物質名	規制値
PFHxA とその塩の合計	25 ppb
PFHxA 関連物質の合計	1,000 ppb

企業は改正情報を確実に入手し、適切な化学物質管理を

企業には、原材料・加工剤の成分確認やサプライヤーとの情報共有、必要に応じた分析試験など、適切な化学物質管理が求められます。

国内外の規制動向を継続的に把握し、対象物質・製品・用途に応じた化学物質管理を進めることが重要です。

◆ 本リリースに関するお問い合わせ先 ◆
一般財団法人ニッセンケン品質評価センター ライフ アンド ヘルス事業本部
＞ メールでお問い合わせ ＞ コーポレートサイト・問い合わせフォーム

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター 事業推進室 マーケティンググループ 〒111-0051 東京都台東区蔵前 2-16-11（本部）
Tel: 03-3861-2341　Mail: pr-contact@nissenken.or.jp　Web: https://nissenken.or.jp